

医療DX推進体制整備加算

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- (1) オンライン請求を行っています
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています
- (3) オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しています
- (4) 電子処方箋を発行する体制を有しています
- (5) マイナンバーカードの健康保険証利用について、必要な実績を有しています
- (6) マイナンバーカードの健康保険証利用について、ポスター掲示、お声がけを行っています

上記の体制により、初診料の算定時に医療DX推進体制整備加算を月1回に限り11点を算定しています。



とっても簡単! マイナンバーカード

- 1 受付**
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

- 2 本人確認**
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。
顔認証  or 
- 3 同意の確認**
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

過去の情報を利用します	(40歳以上対象)過去の情報を利用します
<input type="checkbox"/> 同意しない	<input type="checkbox"/> 同意しない(40歳未満)
<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意する
- 4 受付完了**
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



⚠️ ご注意ください!
本年**12月2日**から
現行の健康保険証は
発行されなくなります
※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

マイナンバーカード をご利用ください

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方
➡️ 利用登録は窓口(カードリーダー)でできます 